**平成３０年（フ）第２３０９号**
東京都江戸川区西瑞江５丁目13―201
債務者　國分　和之
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３１０号**
東京都江戸川区西瑞江５丁目13―201
債務者　國分　　南
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３１１号**
東京都大田区大森南２丁目21―16
債務者　宮村紗耶香
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３１２号**
東京都江戸川区東葛西８丁目23―18―302
債務者　坂本美代子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３１３号**
東京都足立区中央本町２丁目13―１―108
債務者　三井　啓行
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３１４号**
東京都足立区中央本町２丁目13―１―108
債務者　三井　文代
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３１５号**
東京都新宿区高田馬場３丁目16―22　中村荘１Ｆ奥
債務者　丹下　康子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３３５号**
東京都三鷹市牟礼５丁目12―16―201
債務者　蓮野莉咲子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３５１号**
千葉県市川市高石神31―８―202
債務者　岩崎　　諒
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３５３号**
東京都江戸川区春江町５丁目21―37―202
債務者　土肥　文子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３５４号**
東京都葛飾区青戸８丁目20―18―415
債務者　小村　直敏
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３５７号**
東京都足立区竹の塚３丁目16―10―305
債務者　小川　直子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３６７号**
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　田中　勝明
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３６９号**
東京都足立区東和４丁目22―14―201
債務者　小見　康文
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２３７０号**
東京都足立区東和４丁目22―14―201
債務者　小見さや香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部